

令和5年度 第6回

西脇市障害者地域支援協議会資料

令和6年1月23日（火）

西脇市障害者基本計画・第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画(案)に対していただいたご意見の概要と西脇市障害者地域支援協議会の考え方

1 募集期間:令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木) 35日間

2 提出件数:7件(3名)

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(2) 既に盛り込み済みのもの(3件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
18	第2章 1 障害のある人の状況 ②障害のある子どもの就学等の状況	特別支援学校に進学する小学部児童の増加、高等部進学者数の減少について ①地域での生活や就労、つながりが希薄にならないよう、特別支援学校、療育機関、主治医、居住する校区の学校関係者と相談し、将来のビジョンや情報を共有しながら進路選択をしてほしい。	1	障害のあるなしにかかわらず、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生き、また共に学ぶことができるように、関係機関と連携しながら進路を選択できることが大切であると考えております。 御意見のとおり、保健・医療・福祉・教育等が連携し、将来のビジョンが描けるような支援に努めてまいります。
18	第2章 1 障害のある人の状況 ②障害のある子どもの就学等の状況	②高等部への進学者数の減少は、地域や通信制高等学校への進学者数の増加を意味している。義務教育期間の個別指導計画や支援計画が次のステージに引き継がれていくことが大切。 本人や保護者だけが背負うのではなく、行政を中心とした学齢期の児童生徒のサポート体制の整備が必要。	1	御意見のとおり、障害のある子どもの成長期を支えていくため、きめ細かな支援が引き継がれていくことが重要であると考えております。 今後もサポートファイル等の活用や教育関係機関との連携を強化し、支援体制の充実に取り組んでまいります。
84～85	第4章 施策の展開 基本目標Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして 3 早期療育・切れ目のない支援の充実 4 学校教育の充実	切れ目のない支援は、生涯に渡って障害のある人自身が自分の生活(人生)を豊かにできるような技術習得や情報活用、人との交流できる生涯学習の場、移動手段の確保が各人の望むところに応じて提供されればと考える。 また、親の情報交流の機会があることは当事者の意識と行動改革にはとても重要です。理解や承認を得た上で情報交換をしやすい場の提供も必要と考える。	1	障害のある人が、主体的に学ぶことができるよう合理的配慮を行い、多様な学習活動機会の充実やスポーツ・文化芸術活動の推進を図ってまいります。 また、御意見のとおり家族等の交流の機会は大切であると考えております。交流の場の創出や自主的・自発的な活動の費用を一部助成するなど、支援の充実を図り、共に支え合う地域福祉の推進に努めてまいります。

(3) 反映困難なもの(0件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(4) 今後の参考とするもの(3件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見への考え方
65	第2章 4 障害者施策の評価と検証 ④社会参加と生きがいづくり 【就労支援の充実】	商工会議所主導で、卒業後の即就職活動としての関わりだけでなく、地元産業を支える企業の高校生のインターンシップを活用した職場体験の機会を増やしてもらいたい。	1	商工会議所では、高校生向けに企業説明会の開催やインターンシップの受入れ企業の紹介に取り組んでおられます。職場体験の機会の拡充については、ハローワーク等の関係機関に働きかけてまいります。
69 70	第2章 5 障害者施策に関する主な課題 (4) 多様な就労の場の確保と支援の充実 (5)生活支援体制の充実と暮らしの場の確保	就労支援、就労定着支援が大切であると同時に、仕事以外の地域における人の交流できる場やその機会が必要である。社会福祉課、基幹相談支援センターとも連携し、市内在住者や市内企業に勤務する障害のある方の交流広場や交流イベントの開催について実施できないか。	1	障害特性に応じた配慮や障害そのものに対する正しい理解が図れるよう、障害者基幹相談支援センターや関係機関との連携のもと、交流する機会やイベントの開催については、今後検討してまいります。
70 80	第2章 5 障害者施策に関する主な課題 (7) 移動支援の整備と外出支援の充実 第4章 施策の展開 基本目標 I ひとりひとりが尊重される社会をめざして 基本施策5 移動支援の整備	障害のある方との関わりを通じて理解を深め、保護者と離れて地域の方と一緒に自由に外出できるような社会に向けて、ガイドヘルパーの育成が必要。 地域の中で、外部の養成機関と連携した講座の開設、地域の方が居住する地域の小中学校や特別支援学校が門戸を広げ、地域の方を学校に迎え入れ、特別支援教育のサポーター養成として、関わってもらうことから始めて、ガイドヘルパーとしての人材育成に繋がっていかないとと思う。	1	ガイドヘルパーを含む社会参加を促進するための支援の充実は、アンケート調査結果からもニーズが高く、重要であると考えております。 福祉分野についての理解促進や職場見学・体験の機会等の就職情報を発信するとともに、働きがいのある職場の魅力を広く周知し、人材確保に向けた支援を行ってまいります。 御提案のスクールサポーターの養成をきっかけとしたガイドヘルパー等の人材確保についても関係機関と連携し取組を検討してまいります。

(5) その他(1件)

ページ	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
68	第2章 5 障害者施策に関する主な課題 (2) 障害のある子どもへの支援の充実	障害のある子どもの育成に関わる手立てや支援、体制について市の現状(障害のある子どもを含む家庭数や施設、事業所数等)と対策について知りたい。 また、委託事業等の対策もあればどのようにしているのか。	1	障害のある子どもの人数については、第2章で18歳未満の状況を掲載しております(家庭数については記載しておりません。) 市内事業所数は、児童発達支援2事業所、医療型児童発達支援1事業所(圏域)、放課後等デイサービス7事業所、保育所等訪問支援1事業所(圏域)となっております。 また、対策や事業の取組については、60、61ページ及び84ページに記載のとおりです。

資料編

1. 西脇市障害者地域支援協議会条例

平成26年3月28日条例第4号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、西脇市の障害者施策の円滑な推進を図るため、西脇市障害者地域支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第11条第3項に規定する障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及びその施策の実施状況
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉に係る関係団体を代表する者
- (3) 障害者及びその保護者
- (4) 福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、専任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌握する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害福祉担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

<略>

2. 西脇市障害者地域支援協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
◎ 朝比奈 寛 正	兵庫大学 生涯福祉学部社会福祉学科 准教授
岡 本 英 子	西脇市手をつなぐ育成会 副理事長
川 崎 佳 子	ボランティアグループ 手話サークル わかば
神 納 伸 午	北播磨障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員
高 瀬 利 明	白ゆり会家族会 会長
多 田 由 紀 子	北はりま特別支援学校 校長
筒 井 研 策	西脇市社会福祉協議会 事務局長
時 本 あ さ み	西脇市民生委員児童委員連合会 代表
永 井 寿 幸	市内小中学校特別支援教育推進部会代表 比延小学校長
中 村 壮 志	ハローワーク西脇(西脇公共職業安定所) 統括職業指導官
百 田 雅 樹	加東健康福祉事務所 副所長兼企画課長
藤 井 順 子	市内福祉事業所代表 一般社団法人順悠会 代表理事
○ 南 久 雄	西脇市多可郡医師会 副会長
村 上 収	西脇市連合区長会代表
吉 田 昇	西脇市身体障害者福祉協会 会長

※◎会長、○副会長

3. 計画策定の経過

時 期	内 容
令和4年8月29日～ 9月5日	令和4年度 第1回西脇市障害者地域支援協議会(書面会議) 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画の策定について
令和5年3月29日	令和4年度 第2回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況 ・ 西脇市障害者福祉に関するアンケート調査結果 ・ 西脇市障害者基幹相談支援センター事業報告
令和5年5月25日	令和5年度 第1回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の状況について ・ 障害福祉関係団体及び事業所へのアンケート調査結果 ・ 基本理念について
令和5年6月29日	令和5年度 第2回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画評価及び検証について ・ 計画骨子案について ・ 障害者の「害」の字の取扱い等について
令和5年8月24日	令和5年度 第3回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念について ・ 計画素案について
令和5年9月20日～ 9月27日	令和5年度 第4回西脇市障害者地域支援協議会(書面会議) 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画(案)について

時 期	内 容
令和5年10月26日	令和5年度 第5回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について ・ パブリック・コメントについて ・ 西脇市における地域生活支援拠点等の整備について
令和5年12月1日～ 令和6年1月4日	パブリック・コメント実施
令和6年1月23日	令和5年度 第6回西脇市障害者地域支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 計画資料編について ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画の策定

4. 用語解説

《あ行》

●医療的ケア

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な行為のこと。具体的には、たん吸引(口腔、気管等)、経管栄養(鼻の管からの栄養注入)、胃ろう(お腹から胃に形成した小さな穴からの栄養注入)等が該当する。

●インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

●NPO

「Non-profit Organization」の略で、医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織。そのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)の認証を受けたものを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

《か行》

●国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人から優先的に調達することを推進し、また障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進を図るための法律

●行動障害

本人の健康を損ねる行動や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が起こるため、支援が必要になっている状態のこと。

●合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

バリアフリーの取組の実施に当たり、地域共生社会の実現及び社会的障壁の除去について明確化するとともに、障害のある人や高齢者等に対する支援を明記し、バリアフリーの取組を推進するための法律

《さ行》

●サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス」を提供している事業所ごとに配置を義務付けられた責任者のこと。サービス管理責任者の役割は、個別支援計画の作成や連絡調整等を行うこと。

●サポートファイル

障害等で支援が必要な子どもの情報を一冊にまとめて引き継いでいくファイルのこと。居住市町が発行しており、本人理解のために有効活用を目指している。

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目的とする法律

●指定難病

国が、難病の患者に対する医療等に関する法律に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病のこと。

●児童発達支援管理責任者

児童福祉法に定められた施設での関わりを通して、児童の発達の課題を把握して個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援や集団療育の管理を行う者のこと。

●児童福祉施設

児童福祉法に規定される施設。授産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターがある。

●児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待対策防止を含む全ての児童の福祉を支援する法律

●住宅入居等支援事業

賃貸契約による住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業のこと。

●手話通訳者

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害のある人とその他の者との間の意思疎通の確立に必要な手話通訳を行う者のこと。

●障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族の相談窓口として、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

●障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の福祉を促進することを目的とした法律

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律

●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された法律

●障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費の支払事務を行うためのシステムであり、全国共通の支払システムを導入することにより、事務の効率化と平準化を図るもの

●(障害者)相談支援専門員

サービス提供の対象となる障害のある人やその家族が、必要とする支援を適切に受けるためにサポートをする専門職であり、利用者が暮らしやすい生活を送るため、利用者との支援サービスを提供する事業所をつなぎ、中立的な立場で支援に携わっている専門員のこと。

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術活動を通じ、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律

●障害者の雇用の促進等に関する法律

障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進、雇用における機会の均等、待遇の確保、また、障害のある人が有する能力を有効に発揮することができるようにするなど、障害のある人の自立を促進し、職業の安定を実現するための具体的な方策を定めた法律

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害のある人、障害のある子どもがその有する能力に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

●障害者法定雇用率

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち「障害のある人」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。障害のある人の雇用の安定を図った障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、企業には法定雇用率の達成が義務付けられている。

●自立支援医療

障害のある人や障害のある子どもが、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活等を営むことができるよう提供される医療のことで、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3種類がある。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由により、自分一人では契約行為や財産管理等を行うことが困難な人を法的に支援する制度

《た行》

●多職種間連携

質の高い治療やケアを提供するため、多種多様な専門職や地域生活に関連する団体や支援者が、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携すること。

●地域生活支援拠点

障害のある人や障害のある子どもの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、生活を地域全体で支えるサービス提供体制や場所のこと。

●デマンド型交通

利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

●地域包括ケアシステム

要介護状態となった方が、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、個々の状況やその変化に応じて、介護サービスを中心に、医療サービスをはじめとする様々な支援(住まい、医療、介護、予防、生活支援)を、継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

《な行》

●農福連携

障害のある人などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携は、障害のある人などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

《は行》

●発達障害

乳幼児から幼児期にかけて、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥／多動性障害)、その他これらに類する脳機能障害のこと。

●ピアカウンセリング

障害について誰よりよく知っているのは障害のある人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人の相談に障害を持つカウンセラーが相談を受けること。

●福祉医療費助成制度

対象者が医療機関等を受診した際に支払うべき医療費の一部又は全部を助成する制度のこと。

《ま行》

●モニタリング

計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援がどの程度障害のある人の生活に効果を上げているか検証すること。

《や行》

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことであり、またそれを実現するためのプロセス(過程)

●要約筆記者

第一言語を手話としない聴覚障害のある人(中途失聴者・難聴者など)を対象に、話されている内容を要約し、文字として伝えることにより相互の意思疎通を支援する者のこと。

《ら行》

●ライフステージ

人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」、「幼児期」、「児童期」、「思春期」、「成人期」、「壮年期」、「老年期」などに分かれたそれぞれの段階のこと。

●リハビリテーション

高齢者や障害のある人などの身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練にとどまらず、ライフステージの全ての段階において、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員としてその人らしく生きていくことができるよう支援していくこと。

●レスパイトケア

看護人の休息を目的とした一時的な患者の介護。乳幼児、障害のある人や障害のある子ども、高齢者などを在宅で介護している家族を癒す為に、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援のこと。

西脇市における地域生活支援拠点等の整備について（R6.1.23時点）

1 地域生活支援拠点等とは

(1) 趣旨

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

(2) 目的

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

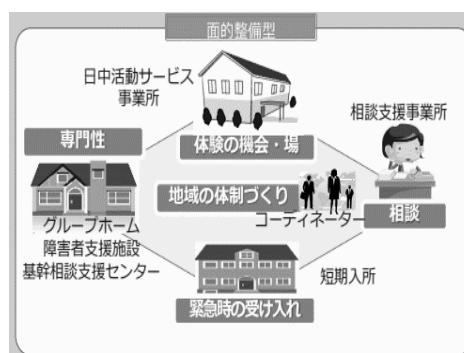
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

2 地域生活支援拠点等の整備類型

【面的整備型】

西脇市は、地域の実情を踏まえ、複数の障害福祉サービス事業所等の関係機関が分担して機能を担う「面的整備型」に取り組むこととする。

※イメージ図⇒⇒⇒



※県内の整備状況（R5.4.1現在）：24市町1圏域 設置済

（うち、面的整備型 21市町1圏域、多機能拠点整備型+面的整備型 3市町）

3 地域生活支援拠点等に必要とされる5つの機能と西脇市の状況

(1) 相談

親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整えておく

基幹相談支援センター 1事業所（ういーぶねっと）

委託相談支援事業 1事業所（ぱれっと）

特定相談支援事業 4事業所（上記2事業所、赤とんぼ、えがお）

(2) 緊急時の受け入れ・対応

緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れを行う

基幹相談支援センター 1事業所（ういーぶねっと）

委託相談支援事業 1事業所（ぱれっと）

特定相談支援事業 4事業所（上記2事業所、赤とんぼ、えがお）
短期入所 2事業所（ソーシャルインクルーホーム西脇野村町
：定員2名）、（ゆいまーる：定員10名）
医療機関等

(3) 体験の機会・場

本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する

基幹相談支援センター 1事業所（ういーぶねっと）

委託相談支援事業 1事業所（ぱれっと）

特定相談支援事業 4事業所（上記2事業所、赤とんぼ、えがお）

日中活動系事業所 生活介護4事業所

（虹の会工房：定員10名）（つなぐ：定員20名）

（ホットホーム穩樹：定員14名）

（ふぁいん：定員6名）

就労継続支援事業所8事業所

（キャッチボール：定員20名）

（虹の会工房：定員10名）

（ワークシヨップさくら：定員20名）

（econte:定員20名）、（にこっと：定員13名）

（Passo西脇：定員20名）

（ワークシヨップゆめふぁーむ：定員15名）

（ワークステップかりん：定員30名）

グループホーム 4事業所

（虹の会工房：定員10名）

（ハピネス大野：定員4名）

（ソーシャルインクルーホーム西脇野村町：定員20名）、（ハピネス高田井：定員3名）

短期入所 2事業所（ソーシャルインクルーホーム西脇野村町
：定員2名）、（ゆいまーる：定員10名）

宿泊訓練ホーム 1事業所（わっしょい：定員5名）

(4) 専門的人材の確保・養成

支援者の育成・スキルアップを図る

基幹相談支援センターによる人材育成の研修の実施

(5) 地域の体制づくり

地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する

基幹相談支援センターによる各連絡会の開催

障害者地域支援協議会での情報共有

4 地域生活拠点等整備における西脇市の課題

緊急時の受け入れ・対応

- ・短期入所は2事業所あるが、週末や祝日等定員満床に近い状況
⇒急時の受け入れは必ずしも調整できる状態ではない。
- ・障害者虐待防止対策支援事業として、一時保護居室を依頼している事業所あり。
⇒受け入れについては障害者虐待防止法上の対象案件のみ

緊急時の受け入れ・対応は限定的な状況

5 進捗状況と今後のスケジュール

(1) 進捗状況

①R6.1.18 西脇市計画相談支援連絡会

参加者：基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、北播磨圏域コーディネーター、短期入所事業所、市

協議内容

- ・地域生活支援拠点等の整備について（説明）
- ・市内短期入所事業の利用状況
- ・今後の取組について

協議結果

- ・市内短期入所事業は週末利用が満床に近いが、緊急時の受け入れは、1事業所実績あり（緊急時は定員を超えた受け入れが可能・緊急短期入所受入加算）
- ・運営規程において地域生活支援拠点等を担うことを定め、市に届け出るにより加算が可能
- ・緊急時受け入れに当たっては職員の調整が必要となる。

↓

合意事項

- ・地域生活支援拠点等整備を面的整備型で設置とする。
- ・市が地域生活支援拠点等整備事業実施要綱を制定
- ・担い手となる事業所は、届出事業所として協力
- ・今後も計画相談支援連絡会を協議の場としていく。

②R6.2.9 西脇市就労系事業所連絡会

- ・地域生活支援拠点等の整備について説明予定

(2) 今後のスケジュール

- ① 地域生活支援拠点等の整備について（R5年度）
各事業所連絡会等で担い手となる市内事業所に周知を図る。
- ② 障害者地域生活支援拠点等事業実施要綱を制定（令和6年度）
市が事業を実施するために必要な事項（地域生活支援拠点等を実施する事業者の市への登録や責務）を定める。
- ③ 拠点等の事業を担う事業所は、運営規程にその旨を追記し、市へ届出書等を提出（令和6年度）
市は拠点登録事業所の情報を公表。拠点登録事業所となりその機能を担うサービス提供の報酬は、加算を算定できる。
- ④ 地域生活支援拠点等の整備についての評価等（令和6年度～）
進捗状況報告及び方策の協議：障害者地域支援協議会で実施
拠点等の整備を担う機関及び事業所等から活動報告を受け、地域の現状を把握、検証・検討し、必要に応じて体制の充実・確保に取り組む。

【例：地域生活支援拠点等に係る各種加算等について】

機能区分	対象事業	加算等名
1 相談	指定特定相談支援	・ <u>地域生活支援拠点等相談強化加算</u>
2 緊急時の受け入れ・対応	短期入所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等 自立生活援助等	・ 緊急時短期入所受入れ加算、緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）、緊急時支援費（I） ・ <u>地域生活支援拠点等に係る加算</u>
3 体験の機会・場の提供	日中活動系 一般相談支援 施設入所支援	体験利用支援加算 体験宿泊支援加算 ・ <u>地域生活支援拠点等に係る加算</u>
5 地域の体制づくり	指定特定相談支援	<u>地域体制強化共同支援加算</u>